



洋上アルプス

No.363 令和7年度

12月



2025年12月25日（木曜日）大分県立日田林工高林業科屋久島研修を受入れ

大分県立日田林工高等学校から屋久島森林管理署を通じて依頼があった、林業科2年生の生徒4名及び教職員2名を受入れました。

当日は、雨や風に加え寒さも厳しくなるとの予報から、予定を変更し「倒伏した弥生杉」の現況等を観ながら説明し、午後からは、当保全センターにおいて弥生杉が倒伏した経緯やモニタリング調査など今後の取組みを中心に説明、また、当保全センターに掲示している古写真やヤクスギ円盤、ヤクスギ土埋木の搬出についての記録映像などを視聴しながら説明を行いました。

現地では、雨が降る中での説明と散策になりましたが、弥生杉の大きさと腐朽の度合いや、苔一色の林内やヤクスギの切株、透明な水などに強く関心を持たれたようです。白谷雲水峡の自然を観て触って屋久島の森林と水の豊かさに触れ満足された様子でした。午後からの説明や意見交換の中でも、モニタリング調査の内容や会議室内の展示物（古写真）、ヤクスギ土埋木の搬出の様子、さし木苗の育苗、森林軌道とトロッコなどにも関心が高く、多種多様な質問が生徒や教職員から多く出され大変有意義な時間になりました。

この研修を通して、地元日田と屋久島の森林・林業の違いなどを観て聞いて触って体験していただけたと考えます。森林の持つ様々な機能とサービス等についての探求心が広がり、次のステップに繋がることを願います。

当保全センターでは、今後も森林環境教育等を中心とし幅広い受入れを進めて参ります。



弥生杉周辺のモニタリング調査などの説明（左）、生徒からの質問に答える様子（中）、ヤクスギ円盤の説明（右） ※写真は日田林工高提供

2025年12月10日（水曜日）

小杉谷周辺に侵入した外来種アブラギリを駆除 「屋久島外来種対策行政連絡会」

令和7年度の連絡会は、小杉谷集落跡地等に侵入している外来種アブラギリ駆除作業を、環境省屋久島自然保護官事務所、鹿児島県自然保護課（屋久島事務所含む）、屋久島環境文化財団、屋久島町、屋久島森林管理署及び当保全センター職員を含む関係者10名が参加し開催しました。

今年度は、当保全センターが事務局でもあったため、外来種の繁茂状況等を共に確認・共有しながら現地で開催することとしました。

開会に当たり、今年度の事務局として当保全センターの下村所長から挨拶があり、その後、小杉谷集落跡地まで徒歩で移動し、3班に分かれて作業を行いました。班ごとにアブラギリを根元から伐る役、防草シートを切株に張る役など作業を分担し、怪我をしないように安全作業で進めました。また、三代杉周辺へも拡大傾向にあるため、状況を確認しながら作業を行いました。

駆除作業終了後は、小杉谷小中学校跡地において、各関係機関から取組事例の報告及び情報提供を行い、屋久島署からは、乗生管内のタヌキ出没状況の報告、当保全センターからは、外来種アブラギリの繁茂状況調査について説明しました。最後に、次回連絡会の事務局及びその他伝達事項等を共有し、今年度の連絡会を終了しました。

引き続き関係行政機関と連携協力しながら、屋久島地域における外来種対策等に努めていくこととしています。



外来種アブラギリの駆除作業状況



取組事例や情報提供の様子

2025年12月08日（月曜日）～09日（火曜日）

花之江河流域流水分散対策意見交換会及び第2回幹事会の開催

花之江河流域流水分散対策意見交換会及び令和7年度屋久島世界遺産地域連絡会議第2回幹事会が、鹿児島森林管理署会議室において開催されました。

8日午後の花之江河流域流水分散対策意見交換会では、環境省から花之江河における流水分散対策の経緯について説明の後、令和7年度の業務内容として、専門家との現地確認、地元関係者との意見交換を行ったうえで、流水分散対策の案を作成したいとの報告がありました。

石塚小屋方面へ向かう歩道について、有識者から東側流路分散の弊害になる可能性があり撤去が必要との助言を受けていたこともあり、利用者が少ないL字型木道のうち床板8枚が撤去され、その後どのように回復するのかをモニタリングするとのことでした。

また、今後の業務として、木道及びデッキの位置と構造、祠までのアクセスや、付け替えの工程などが提案されました。出席者からは、ルート選定について、以前検討している3案のうちの一つなのかの確認や流水のクリアランスを確保するためには、摩擦抵抗のある適切な基礎を打たないとまた沈み込んでしまう等の意見が出ました。

9日午前の第2回幹事会では、第1回の科学委員会の議論の整理や、修正された回答案については異論なく、令和7年度第2回科学委員会のスケジュールの一部修正を行いました。

モニタリングの調査結果及び計画の各資料については、調査内容等が明確でないモニタリング項目の具体的検討について、令和8年度までに調査内容を固めたうえで役割分担を決めることとし、湿原保全対策の資料については、修正等はありませんでした。



8日の流水分散対策意見交換会（左）、9日の第2回幹事会（右）